

1. 議事日程

〔令和5年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

令和5年2月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第4 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）】 |
| 日程第8 | 施政方針 |
| 日程第9 | 議案第35号 令和5年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第10 | 議案第36号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第37号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第38号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第39号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第40号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第41号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第42号 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第43号 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第44号 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第45号 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第46号 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第47号 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第48号 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第49号 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第50号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算 |
| 日程第25 | 議案第1号 安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例 |
| 日程第26 | 議案第3号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第28 | 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第29 | 議案第24号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |

日程第30	議案第25号	安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第2号	安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例
日程第32	議案第4号	安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例等の一部を改正する条例
日程第33	議案第7号	安芸高田清流園施設改修基金条例の一部を改正する条例
日程第34	議案第8号	安芸高田市消防施設整備基金条例の一部を改正する条例
日程第35	議案第9号	安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例
日程第36	議案第10号	安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第37	議案第11号	安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第38	議案第12号	安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第39	議案第13号	安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例
日程第40	議案第14号	安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第41	議案第15号	安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第42	議案第16号	安芸高田市向原駅地場産業振興センターラポート設置及び管理条例
日程第43	議案第18号	安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第44	議案第19号	安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第45	議案第20号	市道の路線認定及び廃止について
日程第46	議案第21号	安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第47	議案第22号	安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例
日程第48	議案第23号	安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例
日程第49	議案第17号	安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例を廃止する条例
日程第50	議案第26号	令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）
日程第51	議案第27号	令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第52	議案第28号	令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第53	議案第29号	令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第54	議案第30号	令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第55	議案第31号	令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第56	議案第32号	令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第57	議案第33号	令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第58	議案第34号	令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第59	発議第1号	安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	児玉史則	16番	大下正幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

9番	石飛慶久	10番	山本優
----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊莊	企画部長	猪掛公詩
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	消防長	近藤修二
教育次長	宮本智雄	総務課長	新谷洋子
財政課長	沖田伸二	管理課長	神田正広
上下水道課長	佐々木宏		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主任主事	山口渉



午前10時00分 開会

- 大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 おはようございます。諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長、選挙管理委員長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。
第3点、監査委員より、令和4年11月分、12月分及び令和5年1月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 大下議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番石飛議員、及び10番山本優議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
山本議会運営委員長。

- 山本優議長 おはようございます。委員長報告をいたします。
令和5年第1回定例会の運営につきまして、去る1月27日、2月13日及び2月17日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月16日までの18日間といたしました。
議事の都合により、2月28日、3月2日から3月5日、3月8日、3月10日から15日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、同意1件、諮問3件、承認1件、議案

50件、発議1件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第1号及び第3号、第5号から第6号、第24号から第26号の6件は総務文教常任委員会へ、議案第9号から16号、第18号から第23号の14件は産業厚生常任委員会へ、議案第26号から第50号までの25件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

同意1件、諮問3件、承認1件、発議1件、その他の議案5件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

2月13日の議会運営委員会までに提出された、陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、9名からの通告でありましたので、通告順に3月6日を5名、3月7日を4名といたします。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○大 下 議 長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、令和5年4月27日で任期満了となる廣瀬ゆみ子さんを引き続き任命したいとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

よって、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開
~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○大下議長 日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から日程第6、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 諮問第1号から第3号までの3件は、令和5年6月30日で任期満了となる人権擁護委員3名について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

第1号は、松原美和子さんを引き続き推薦したいとするものです。

第2号は、五郎丸玲子さんの後任として、神川義紀さんを推薦したいとするものです。

第3号は、上野豊博さんを引き続き推薦したいとするものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、本件3件を個別に採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。
続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）】

○大下議長 日程第7、承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、令和5年2月末までのマイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限の延長に伴い、カード申請サポート等の業務に必要な経費を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月31日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告し承認を求めます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 それでは、専決処分しました令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ221万9,000円を追加し、予算の総額を213億5,123万1,000円としたものです。

これはマイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期間が2月末まで延長されたことに伴う経費を追加するもので、委託契約に関する事務を早急に始める必要があったことから、1月31日付で専決処分しました。

予算書のほうですが、10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、15款の国庫支出金は、社会保障・税番号制度導入整備費補助金を221万9,000円増額しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄のマイナンバーカード交付事業費221万9,000円は、マイナンバーカード関係手続支援業務委託料を増額したものです。

以上で要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

ボタンを押しておられない方がおられます。賛成のボタンを押していただきたいと思います。もう一方、賛成のボタンを押していただきたい。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 施政方針

○大 下 議 長 日程第8、施政方針。ここで、市長の施政方針の表明を受けます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 それでは、市政運営に関する所信と、2023年度当初予算における主要施策の概要について説明します。

今年は、毛利元就が郡山城に入場して500年という節目の年です。この機を捉え、様々な記念行事を通じて、市民の一体感を醸成し、市の発展につなげていきます。

また、安芸高田市が誕生して20年が経過しようとしています。これからの市を維持していくためには、大きな変化が必要です。力を一つにし、心の一つにし、市民の皆様と共に世界で一番住みたいと思えるまちを築いていきます。

では、行財政運営の基本方針について説明します。

新型コロナウイルス感染症が発生してから約3年が経過し、社会経済活動はゆっくりとですが元に戻ってきています。少なからず、人々の意識と行動に変化が生じ、自粛の雰囲気は和らぎました。

一方で、本市が抱える構造的な問題については、依然として楽観が許されません。昨年の財政説明会において、20年後の危機という言葉を使ったとおり、このままでは2040年頃にも財政は行き詰まる見込みです。これは比喻ではなく、誇張もなく、歴然とした事実です。

人口動態によって地方交付税が23億円減少し、扶助費が15億円増加する見込みです。つまり、市の財政から合わせて38億円の裁量が失われます。少子高齢化が止まらない以上、こうした状況を前提に対処していく

しかありません。

20年後の危機を回避するためには、公共施設等総合管理計画に基づき、2034年度までに公共施設の総延床面積を30%以上削減し、可能な限り更新費用を抑制する必要があります。

また、上下水道においては、受益者負担の適正化に基づいて料金を見直し、一般会計から上下水道事業への繰出金を削減する必要があります。

さらに、長期的な視点では、市のコンパクト化を促し、インフラ資産の更新費用を削減していく必要もあります。

安芸高田市を続けるためには、変えるしかありません。抜本的な改革に向けて、市役所においては人材育成の強化を図ります。新たに導入した360度評価の対象を拡大するなど、多面的な評価によって、個々人の能力を高めていく方針です。組織力の向上を通して、事務事業の効率化を進め、持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。

続いて、2023年度の主な事業について説明します。

1点目は、教育の推進です。

中学校の統合においては、子どもたちにとって望ましい環境を整備するという観点から、最新で最上の学校を目指して検討を進めます。

また、小学校の統合は、2024年4月の統合に向けた準備と、川根小学校の閉校関連事業に取り組めます。

学校教職員の働き方改革にも注力します。

教職員に代わって用務を担う人員を各校に配置するとともに、中学校の部活指導員を拡充し、教職員の負担を軽減すると同時に、専門性の高い指導者を確保する計画です。

市内の高校については、これまで魅力化を支援してきました。引き続き、各校が描いた特色ある生徒育成プランを戦略会議の中で深め、高校応援プロジェクト補助金によって実現を応援していきます。

2点目は、福祉の充実です。

子育ての環境を整えるため、既存施設の改修で児童クラブを整備し、高宮町の児童クラブを統合します。

保育所では、食事用エプロン等のサブスクリプションを導入するといった費用を新たに補助し、保育士の負担軽減を図ります。

また、吉田町の保育所・幼稚園を統合し、認定こども園を整備するため、基本構想の作成とともに、関係者との調整を進める方針です。

妊娠・出産から子育てまでの支援を行うネウボラについては、新たに発達相談と、低所得妊婦の初回産科受診料を助成し、体制を拡充します。

介護予防としては、健康とどけ隊健康教室の対象を若い世代まで拡大した上で、保健師と管理栄養士が出向き、抜本的な市民の健康増進に取り組んでいきます。

3点目は、生活基盤の整備です。

災害への備えとして、河川の監視カメラと水位計の情報をリアルタイムで確認できる市独自のウェブサイトを構築し、市民の迅速な避難行動

を支援します。

公共交通は、お太助バスやお太助ワゴンといった公共交通網を再編するための具体的な計画となる公共交通利便増進計画を策定します。

空き家対策としては、空き家解体費用のシミュレーションを活用し、補助金の拡充によって老朽危険空き家の解体を促進します。

上下水道事業は、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加に対応するため、再編整備やダウンサイジングなど施設の最適化を進めます。

また、受益者負担の原則に基づき適正な料金改定を行い、可能な限り一般会計からの繰出金を削減し、本来あるべき事業の独立採算性を高めます。

循環型社会の実現に向けては、効果的な3R活動を啓発します。

リデュースとして、環境の教育と指導を芸北広域環境施設組合と連携して行い、ごみを減量化します。

リユースとして、地域密着型フリーマーケットサイトを活用し、不用品の再利用を推進します。

リサイクルとして、小型家電回収ボックスや、資源物団体回収による再資源化を図ります。

情報発信は、市公式LINEの機能を拡張し、双方向のコミュニケーションを可能とします。

また、新たに地域おこし協力隊によるインスタグラムを活用した魅力発信プロジェクトや、ホームページデザインのリニューアルなど、既存の発信媒体を充実する計画です。

4点目は、産業の振興です。

サンフレッチェ広島のマザータウンとして、今シーズンは全試合のパブリックビューイングを、道の駅三矢の里あきたかたで開催するとともに、サンフレッチェ広島レジーナをスタジアムで応援するなど、応援者の拡大に取り組みます。

さらに、サッカー公園の人工芝グラウンドを再整備し、ユースの育成とスポーツの振興に注力する計画です。

商工業においては、サテライトオフィスの誘致や企業支援を推進します。

また、地域課題の解消に向けた事業者等の誘致に取り組み、将来に向けた官民連携を促進します。

農業については、これまで実施したモデル地区での有害鳥獣対策の成果を全市に展開します。

I o T機器等を活用した効率的な捕獲手法の普及に取り組む方針です。最後、5点目は、文化の発信です。

毛利元就の入城500年に当たり、多くの記念事業を企画しています。

歴史民俗博物館で、元就関連の公開講座や企画展を開催するほか、市民参加型の事業を実施する計画です。

神楽については、関西圏での知名度をより一層高めるため、毛利三兄弟にゆかりのある北広島町と三原市の協力を得て規模を拡大し、大阪公演を2023年5月に開催します。

その先にあるEXPO2025大阪・関西万博の出演を目指し、そして、神楽を世界へ発信していく方針です。

変化は、自らの意思で選べます。実際、この1年間で、本市には全国初、中国地方初、県内初という取組が、幾つか生まれました。この小さな町で起きた大きな変化です。

個人においても、組織においても、そして社会においても変化を起こせます。変化こそが可能性です。新たに真に統合されたまち、新/真・安芸高田市の実現に向けて、市民の皆様には御理解と御協力をお願いします。

○大 下 議 長 これをもって施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

- 日程第9 議案第35号 令和5年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第10 議案第36号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第39号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第40号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第41号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第16 議案第42号 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第43号 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
- 日程第18 議案第44号 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- 日程第19 議案第45号 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第46号 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第47号 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第48号 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第49号 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第50号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算

○大 下 議 長 日程第9、議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第24、議案第50号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの16件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第35号は、施政方針で述べた事業等に取り組むため、必要な予算を定めるものです。

第36号から第50号までの15件は、各特別会計及び下水道事業会計の管理運営に係る費用等を定めるものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより本案16件に対する一括質問を行います。  
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。  
質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
議案16件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第1号 安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例

日程第26 議案第3号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第27 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第28 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第29 議案第24号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第30 議案第25号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第25、議案第1号「安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」の件から日程第30、議案第25号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第1号は、避難行動要支援者名簿等を関係者に提供することを可能にするため条例を制定するものです。

第3号は、条例に定めるオンラインによる申請等の利便性を向上させるため、所要の改正を行うものです。

第5号は、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

第6号は、辺地に係る公共的施設の統合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受けるため、総合整備計画を策定し、議会の議決を求めるものです。

第24号は、美土里体育センター等の廃止及び美土里地区の地番の変更に伴い、所要の改正をするものです。

第25号は、吉田文化創造センターの廃止及び美土里地区の地番の変更に伴い、所要の改正をするものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、本案6件に対する一括質疑を行います。
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。
質疑はありませんか。
(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案6件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に、付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第2号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第31、議案第2号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、条例に定める行政文書の公開請求に係る手数料を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。  
御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、要点の説明をいたします。  
本案は、行政文書の公開請求に係る手数料を変更することに伴う条例改正で、令和4年12月議会におきまして議決をいただきました安芸高田市個人情報保護に関する法律施行条例において規定しています手数料と同額の手数料とするものでございます。

議案書を願ひいたします。

議案書の裏、2ページでございます。

第2条、水道事業が広島県水道広域連合企業団で実施されることに伴い削除するものでございます。

第15条でございます。

手数料等について、1件につき300円を定めております。

なお、附則としまして、令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上で要点の説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第2号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」  
の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
もう1名、賛成のボタンが押されておりません。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第4号 安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例
の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第32、議案第4号「安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び
管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、重複地番の解消に伴い、住所変更のあった施設に係る条例に
ついて所要の改正を行うものです。
御審議のほどよろしく申し上げます。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、要点の説明をいたします。
本案は、広島法務局が行う山地番、耕地番における同一地番解消作業
に伴う本市関係条例の一部を一括整理するための条例改正でございます。
広島県内では、同一大字内の耕地と山間地に同一の地番が付され、い
わゆる重複地番が多数存在している実情がございます。このことから、
大字内の山地番のほうの地番を変更することとし、法務局において順次
作業が進められているところでございます。

山地番のほうにそれぞれ1万が加算されることについて、法務局より
通知を受け、改正するものでございます。

議案書をお願いいたします。

1ページ、第1条でございます。

安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例。

2ページをお願いいたします。

第2条で、安芸高田市立学校設置条例。

同じく下段、第3条で、安芸高田市立図書館条例。

3ページをお願いいたします。

中段、第4条で、安芸高田市緑の交流空間設置及び管理条例。

下段、第5条で、安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例。

4ページをお願いいたします。

下段のほうになります。

第6条で、安芸高田市放課後児童クラブ条例。

5ページ、中段、第7条で、安芸高田市農村公園設置及び管理条例。

それぞれにおきまして、関係する地番に1万を加算した地番を変更後として条例改正をし、公布の日から施行するものとしております。

なお、この重複地番の解消におきましては、平成25年度から見直しが始まっておりまして、今年度で安芸高田市内完了ということの報告を受けてございます。

以上でございます。

○大下議長 以上をもって説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号「安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第7号 安芸高田清流園施設改修基金条例の一部を改正する条例

日程第34 議案第8号 安芸高田市消防施設整備基金条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第33、議案第7号「安芸高田清流園施設改修基金条例の一部を改正する条例」の件及び日程第34、議案第8号「安芸高田市消防施設整備

基金条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件2件は、基金の運用方法を明確にするため、条文の整理等を行うものです。

審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 議案第7号、第8号について、要点の説明をいたします。

安芸高田清流園施設改修基金条例と安芸高田市消防施設整備基金条例の一部を改正するものですが、2つの議案を見ながら御説明させていただきたいと思います。

まず、重複する部分から説明をいたします。

それぞれ第2条は、積み立てる額に関する規定です。

第1項で、基金の額、第2項では、基金を追加できる、また、第3項は、相当額を増加するものと規定をしていましたが、これは他の基金条例と同様の規定に改め、「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める」というふうに改正をするものです。

次に、第6条の処分について、安芸高田清流園施設改修基金は条文を追加し、安芸高田市消防施設整備基金は、条文中の「これを」処分するを「その全部または一部を」処分するに改正するものです。

次に、第7条の相殺のための取消しについては、基金を預け入れした金融機関等の保険事故が発生したときに、借入債務と相殺するために基金を取り崩すことができるよう追加するものです。

続いて、安芸高田清流園施設改修基金に関わる改正です。

第3条の運用については、地方自治法第241条第2項に規定されていること、また、第6条の処分を追加したことで、一部内容が重複するため、削除するものです。

以上で説明を終わります。

○大下議長 以上をもって説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑ありませんか。

山本議員。

○山本数博議員 3番、山本です。

他の基金の条例に合わせるということだったんですが、それぞれの施設の積立額の目標が定めてあって、それに向かってやってくるんですけど、予算で定めるところで、その辺は目標額ですね、それは確保できるんでしょうか。



- 大下議長 答弁を求めます。  
猪掛部長。
- 猪掛企画部長 目標額の部分です。  
実は安芸高田市の基金条例の中で、その額が明確に書かれているのはこの2件の条例のみでございます。  
まず、消防施設につきましては、今現在の額の部分は目標額1億円となっておりますが、実際にこれから消防施設の整備をしていこうと考えているときに1億円では到底足りません。それを上限を撤廃するというのもございます。  
それと、清流園のほうでございますけれども、2億円とするというふうになっておりますけれども、これもいろいろ大小の改修等がありまして、総額でいうと2億円では足りない部分も出てくるだろうということでございます。  
各予算ということですが、これは毎年度の決算等のある程度見通しがついた場合に、それに相当額といいますか、それを積み立てていきたいというものでございますので、額の目標に対してできるだけ計画的な積立てを行っていききたいというふうに考えております。
- 大下議長 ほかに質疑ありませんか。  
南澤議員。
- 南澤議員 第7条で、相殺のための取崩しというのがあるんですけども、これは保険事故の際にという説明があったかと思うんです。保険事故というのは金融機関の営業免許取消しや破産手続開始の決定、あるいは解散の決議といったものが保険事故の対象になるのかなと思うんですけども、こういった内容をこのたび盛り込む理由をお聞かせください。
- 大下議長 説明を求めます。  
沖田財政課長。
- 沖田財政課長 今回、盛り込むに当たりましては、基金につきましては預金を預け入れをするんですけども、その際、保険事故が発生した場合に、預金と基金とを相殺するために今回追加したいというところでございます。  
以上です。
- 大下議長 他に質疑ありませんか。  
南澤議員。
- 南澤議員 同じく第7条のところ、先ほどの話しなんですけども、これまでこういったことがなかったかと思うんですが、このたびこれを追加されるということについてどういった背景があるのか、ということをお尋ねしたいと思います。
- 大下議長 説明を求めます。  
沖田財政課長。
- 沖田財政課長 これにつきましても、今回この基金条例については再度確認しまして、他の基金条例についても、こういった相殺の条文を記載していることもありますので、今回、それらと合わせて整理していきたいということで

追加をさせていただきました。

以上です。

○大 下 議 長 他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案2件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第33、議案第7号「安芸高田清流園施設改修基金条例の一部を改正する条例」の件及び日程第34、議案第8号「安芸高田市消防施設整備基金条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して、起立により採決いたします。

本案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第9号 安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例

日程第36 議案第10号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第37 議案第11号 安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第38 議案第12号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第39 議案第13号 安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例

日程第40 議案第14号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第41 議案第15号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第42 議案第16号 安芸高田市向原駅地場産業振興センターラポート設置及び管理条例

日程第43 議案第18号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第44 議案第19号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正す

る条例

日程第45 議案第20号 市道の路線認定及び廃止について

日程第46 議案第21号 安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第47 議案第22号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

日程第48 議案第23号 安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第35、議案第9号「安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例」の件から日程第48、議案第23号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」の件までの14件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第9号は、条例中の引用規定を整理するものです。

第10号は、県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された指示数値を参考に税率を改定するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

第11号は、狂犬病予防法における犬の原簿登録の漏れを防止することを目的に、あじさい聖苑で未登録犬の死体の火葬を行う際の使用料を改正するものです。

第12号は、今年度末をもって、ふれあいセンターいきいきの里を社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会へ無償譲渡することから、所要の改正を行うものです。

第13号は、今年度末をもって老人福祉センターを閉館するため、条例を廃止するものです。

第14号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

第15号は、向原駅産業振興支援センターラポートに係る条例を新規制定するため、当該施設を削除する等の所要の改正を行うものです。

第16号は、新たに向原町地場産業振興センターラポートの設置及び管理条例を制定するものです。

第18号は、安芸高田市ふれあい農園の一部閉園と利用料金を改定するため、所要の改正を行うものです。

第19号は、道路法施行令の改正に伴い、国及び県の占用料に準拠して、本市の道路占用料を改定するものです。

議案第20号は、県道吉田豊栄線、東広島高田道路区域の新設に係る市道改良工事に伴い、市道の路線認定及び廃止をするものです。

第21号は、上下水道料金の改定に伴い、関係条例を改正するものです。

第22号は、水道事業が広島県水道広域連合企業団で実施されることに伴い、関係条例を整理するものです。

第23号は、使用料の徴収方法を変更し、減免規程を設けるものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案14件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑ありませんか。

3番、山本議員。

○山本数博議員

3番、山本です。

議案第21号、上下水道料金の改定というのが上程されましたが、これは公共料金の値上げに関する条例になっていますが、徴収期日がですね、来年の2月になつとるんですね。こちら辺は何か考えがあつて、徴収の月を来年の2月にされたのか、お伺いしていきたくと思います。

○大下議長

説明を求めます。

佐々木上下水道課長。

○佐々木上下水道課長

今回この料金改定、残りの10%分の改定につきましては、令和5年度の2月分、2月使用分から徴収したいと考えています。

前回、平成30年に料金改定した時期につきましても、同じく平成30年度の2月分から料金を変えております。

ですので、丸々5年経過した、それから、市がこの料金改定をする際に、やはり早い段階での4月、6月というのは移動等、使用料に対してミスが非常に多くなるということで、一番改定のしやすいこの2月、ここを設定をいたしました。

以上です。

○大下議長

他に質疑はありませんか。

山本議員。

○山本数博議員

3番、山本です。

料金改定が2月に徴収ということになつとるんですけど、去年の年末頃から電気料金の値上げ、燃料費の高騰、そういった民間における物価の高騰が続いております。

さらに、この6月、7月に、また、食料品などの値上げが検討されております。

国のほうも市のほうも、非課税世帯に給付金を交付するなど、随分物価高騰について対策を練ってきております。

そうしたときに、公共料金の値上げというのは、自治体の考えで抑制するというのもできんことないと思うんです。その辺が考慮され……

○大下議長

山本議員に申し上げます。あくまでも質疑でございますので、そこらよろしく願いいたします。

○山本数博議員

はい。その辺が考慮されて、賦課が本来なら、この時期なら9月から徴収でもよろしいと思うんですが、6月からの徴収でもよろしいと思うんですが、2月にされたことは、そういった社会情勢を検討された上で、来年の2月に賦課をすると。こういうふうな状況になったのか思つてお

伺いたんですが、その辺がちょっと聞こえなかったんですが、そのあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

○大下議長 続いて、説明を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 今現在、山本議員さんも言われましたように、非常に物価が上昇した状況で、本来、企業団にいつてから料金改定をするということも当然検討させていただきました。

しかしながら、この20%の料金改定、当市におきましては議会の理解も得られているもの、そして、先ほど市長の方からも説明ございましたけども、その水道、下水、非常に財政状況が厳しい。その中で、他会計補助金、これも非常に多く出ている。

今後それが何によって削減できるかということになると、やはりこの使用料、これを今頂く、ここしか今方法がない、そのような状況です。

確かに厳しい状況ではあるんですけども、今回この料金改定については、今の現状、経営状況を見て、どうしてもお願いしたいものと考えています。

それから、下水道で言わせていただきますと、令和6年度から企業会計のほうに新たに農集、浄化槽、これらの特別会計もまた加わってきて、さらに経営が厳しくなる。そのような状況に追い込まれます。

どうしても今回やるタイミングとしてはここしかない、というところで今回提案させていただきました。御理解いただきたいと思っております。

○大下議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案14件につきましては、お手元に付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで換気のため、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第49 議案第17号 安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例を廃止する条例

○大下議長 日程第49、議案第17号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

- 石丸市長 本案は、安芸高田市ほととぎす遊園を民間事業者に経営移行し、施設の有効活用を図るため条例を廃止するものです。  
御審議のほどよろしくお願いします。
- 大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 議案第17号の要点を説明いたします。  
まず、説明資料を御覧ください。  
条例廃止の趣旨になります。  
このほととぎす遊園は、美土里町横田に所在するため池の周辺を整備した施設でございます。  
開設から40年が経過をしております。老朽化が著しく、利用者も減少傾向にあるため、市の個別施設計画において廃止または譲渡の方針としておりました。  
園内のキャンプ場は、令和2年に普通財産に移行し、現在、民間事業者に貸付けを行っておりますが、残っておりますほととぎす茶屋についても、普通財産に移行して民間事業者に貸付けすることとしたため、設置管理条例を廃止するものです。  
続いて議案を御覧ください。  
附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。
- 大下議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
新田議員。
- 新田議員 今説明をいただいたんですけども、施設が40年ということで、バリアフリー化はされてないということが見て取れるんです。今回の恐らく普通財産にされるということで、無料ではなく全面指定管理というイメージでおるんですが、今後、トイレの改修等の市としてのお考えはあるのかなのか、そこだけ伺います。
- 大下議長 説明を求めます。  
森岡部長。
- 森岡産業部長 トイレにつきましては、数年前に施設改修をしております。  
ただ、完全にバリアフリー化というところまでは至っておりませんけれども、直せるところを直しておるという状況でございます。  
今後につきましては、そういったところの必要性が生じた場合、受けております事業者の方でやっていただくこととなると思います。
- 大下議長 ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第50 議案第26号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第11号)

日程第51 議案第27号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第52 議案第28号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第53 議案第29号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第54 議案第30号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第55 議案第31号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)

日程第56 議案第32号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第2号)

日程第57 議案第33号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第58 議案第34号 令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)

○大 下 議 長 日程第50、議案第26号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第11号)」の件から日程第58、議案第34号「令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 第26号は、執行見込みに伴い既定の歳入歳出予算を減額するほか、債務負担行為、繰越明許費等を補正するものです。

第27号は、施行見込みに伴う療養費の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第28号は、広島県後期高齢者医療広域連合の負担金額変更に伴う納付金の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第29号は、執行見込みに伴う給付費の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第30号は、国の2次補正による補助金の追加に伴う施設建設費の増額等を既定の歳入歳出予算に追加するほか、債務負担行為を定めるものです。

第31号は、執行見込額の変動に伴い、既定の歳入歳出予算を増額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第32号は、執行見込額の変動に伴い、既定の歳入歳出予算を増額するほか、債務負担行為を定めるものです。

第33号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業収益を減額、営業外収益を増額し、支出について営業費用を増額、営業外費用を減額するものです。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出は、補助金及び建設改良費を増額するものです。

第34号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業収益を減額、営業外収益を増額し、支出について営業費用及び営業外費用を減額するものです。

また、予算第4条に定める資本的収入及び支出の収入について、分担金を増額、工事負担金を減額し、支出について建設改良費及び企業債償還金を減額するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第59 発議第1号 安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例

○大下議長

日程第59、発議第1号「安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

山本優議員。

○山本優議員

発議第1号、安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月1日より新たな個人情報保



護法が施行されます。

執行部においては、法の直接適用となり、令和4年第4回定例会において現行条例を廃止し、安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する案が上程され、可決したところであります。

一方、議会においては、現行条例では実施機関として議会も対象とされていましたが、新たな法では国会や裁判所が個人情報の取扱いに関わる規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、議会が地方公共団体の機関という位置づけから外れたことに伴い、自立的に個人情報の取扱いに関する規律を整備する必要があることから、このたび条例を規定するものであります。

それでは、条例について説明いたします。

議案書を御覧ください。

条例は、全6章、57条そして附則で構成されています。

第1章は、条例における総則を定めています。

この条例の目的や、使用される用語、議会の責務を定義しております。4ページをお願いします。

第2章です。個人情報等の取扱いについて定めるもので、個人情報の保有の制限や利用目的の明示、利用及び提供の制限、適正な取得、安全管理における必要な措置等についてそれぞれ定めるものです。

9ページをお願いします。

第3章では、個人情報ファイルについて定めるものです。

第17条において、個人情報ファイル簿の作成及び公表について、その他、適用しないとするものについても規定するものであります。

11ページをお願いします。

第4章は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めるものです。

15ページをお願いします。

第25条につきまして、開示決定等の期限について定めています。

開示決定期限及び期限延長をそれぞれ15日以内とし、第26条では、開示請求があった日から30日以内と規定しております。

これらの事務処理における期日については、執行部と同様の取扱いとなるよう規定するものであります。

続きまして、17ページをお願いします。

第30条では、開示請求の手数料について定めています。

手数料を含めた取扱いについても、執行部と同じ取扱いとなるよう規定しています。

続いて、21ページをお願いします。

第45条、審査請求についてです。

審査請求があった際、審査会に諮問しなければならないことについて決めております。

執行部においては、施行後は個人情報保護委員会が法の解釈権限を有

することになりますが、議会は条例として定めることから、現在と同様、安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会に引き続き諮問することとします。

続いて、23ページをお願いします。

第5章、雑則の第50条は、審査会への諮問について定めるものであります。

専門的な知見に基づく、意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、45条と同様、議会はこれまでどおり、安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会に諮問することといたします。

第6章は、罰則について定めるものです。

第53条から第54条まで、改正後の個人情報保護法で規定されている罰則と同様に定めるものですが、第57条の過料について、5万円以下と規定しています。

議会においては、現行と同様の取扱いとなるよう規定する必要がありますので、第6条に規定する実施機関として、「安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例第1条に規定する議会」を加え、次に、所掌事務に第45条、審査請求に関する事項と第50号、諮問に関する事項を加え、第7条第1項中に、審査会が審査請求で調査するため、必要であれば自己情報の提示を求めることができるよう、安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例で規定する、「議会が保有する自己を本人とする保有個人情報」の文言を加えるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号「安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は、3月1日午前10時に再開いたします。  
本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員